

船舶事故調査報告書

平成30年5月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年3月28日 07時20分ごろ～16時00分ごろの間）
発生場所	岩手県久慈市横沼漁港北方沖 久慈牛島灯台から真方位345° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯40° 16.5′ 東経141° 48.9′）
事故の概要	漁船信成丸は、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 信成丸、0.8トン IT3-49931（漁船登録番号）、個人所有 6.17m（Lr）×1.88m×0.74m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成23年11月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月24日 免許証交付日 平成25年9月24日 （平成31年7月22日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏、水温 約8℃
事故の経過	本船は、船長が、1人で乗り組み、横沼漁港北方沖の漁場で刺し網漁を行う目的で、平成30年3月28日06時00分ごろ自宅を出た後、横沼漁港を07時10分ごろ出港した。 船長の家族は、帰宅予定時刻を過ぎても船長が帰らないので10時00分ごろ船長の携帯電話に電話をかけたが繋がらず、14時30分ごろ親族に捜索を依頼した。 本船は、16時00分ごろ、捜索中の親族により無人の状態で見

	<p>され、刺し網を積んだまま同網につながったロープが海中に伸出した状態で停船していた。</p> <p>親族は、状況を見て不審に思い、周囲を見たところ、海中で足にロープが絡まり、うつぶせの状態で見えている船長を発見したので、絡まったロープを外して船長を仰向けにし、声を掛けたが船長からの応答がなかった。</p> <p>親族は、自分の家族に連絡をし、連絡を受けた家族が119番に通報した。</p> <p>親族は、船長を自分の船に引揚げようと試みたものの、重くて引揚げられずにいたところ、船長の親族からの知らせを聞いて駆け付けた僚船が到着したので、僚船の船長に本船のえい航を依頼し、僚船の船長と協力して船長を自分の船に引揚げ、横沼漁港に搬送した。</p> <p>船長は、消防から連絡を受けた海上保安庁により久慈市内の病院に搬送され、医師により死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、船長が1人で乗り組み、05時30分ごろから06時00分ごろの間に横沼漁港を出港し、同漁港北方約1,000mの漁場で操業した後、08時00分ごろに帰港していた。</p> <p>船長は、本事故当日、06時00分ごろ自宅を出て、07時10分ごろ僚船の船長と会話を交わした後、横沼漁港を出港して漁場に向かったのを目撃されていた。</p> <p>本船は、横沼漁港から漁場へは、ふだん10分程度で到着していた。</p> <p>親族は、08時30分ごろ漁から帰航する際、本船が漁場付近にいるのを目撃していたが、遠方であったので船長の姿を確認できなかった。</p> <p>船長は、漁に出る際、常に携帯電話を携帯していたが、発見された時、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>船長の家族によれば、船長の健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、発見当時、カップ及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、28日07時20分ごろ横沼漁港北方沖の漁場に到着した後、16時00分ごろ無人の状態で見えられたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、発見された際、刺し網につながったロープが足に絡まっていたことから、操業中に落水して溺水したものと考えられるが、それ</p>

	らの状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、横沼漁港北方沖の漁場において操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 防水措置を施した携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

